

群馬県立3病院のLED照明一式賃貸借に係る仕様書

1 件名

群馬県立3病院のLED照明一式賃貸借

2 定義

発注者	群馬県知事
受注者	群馬県立心臓血管センター・がんセンター・小児医療センターLED照明一式の賃貸借契約を受注した者
心血	群馬県立心臓血管センター
がん	群馬県立がんセンター
小児	群馬県立小児医療センター
各病院	群馬県立心臓血管センター・がんセンター・小児医療センター
LED工事	各病院の照明をLED照明に更新する工事

3 契約予定期間

契約締結日から、別表1に定める各病院に係るLED照明一式の賃貸借期間がすべて満了する日までとする。

なお、各病院に係るLED照明一式の賃貸借期間は、当該病院における施工が完了し、発注者が検査によりこれを確認した日の翌月から開始し、当該開始日から起算して5年間とする。

賃貸借の開始時期については、病院の規模、施工内容及び病院運営上の事情により病院ごとに異なる場合があるものとし、詳細は別表1に定めるところによる。

4 各病院の概要

病院名	心血	がん	小児
所在地	群馬県前橋市亀泉町甲3-12	群馬県太田市高林西町617-1	群馬県渋川市北橋町下箱田779
許可病床数	195床	314床	150床
建物延床面積	26,620.43 m ²	34,504.77 m ²	18,887.34 m ²
病床利用率	63.5%	56.9%	66.2%
1日平均外来患者数	257人	406人	179人
年間電気使用量	5,231,606kWh	7,238,743kWh	4,777,352kWh

※1 許可病床数は感染症病床を含む。

※2 許可病床数・建物延床面積は令和6年度末時点の数値である。

- ※3 病床利用率・1日平均外来患者数は令和6年度の実績値である。
- ※4 年間電気使用量は、直近1年間（令和7年1月～令和7年12月）の実績値である。

5 LED化する照明の予定数量

病院名	心血	がん	小児
数量	6,289点	13,177点	5,119点

- ※1 各病院の詳細については、別途配付する「既設器具及び代替LED照明消費電力積算数量表」を参照すること。
- ※2 予定数量は現時点で把握している数量であり、実際の現場の状況と異なることがある。
- ※3 経費削減額の最大化を図るため、受注者の提案により予定数量を変更することができる。

6 LED照明の仕様

LED一体型器具又はLEDランプへの更新とし、以下の要件を満たすこと。

(1) 構造等

- ア LEDランプ、LED照明器具及び付属部品等は新品であること。
- イ 電気用品安全法に適合しているものであること。
- ウ G13 口金を持つ蛍光灯器具については片側給電方式 JLMA301 の規格を満たすランプとすること。
- エ 照明カバーは、ポリカーボネート製等、破損時の安全面に考慮した材質とし、LED特有の粒状態やライン状態を感じさせない均一な発光面であること。
- オ 調理室等、既存の照明が防水・防滴型である場合は、引き続き防水・防滴型とすること。

(2) 性能等

- ア 照度等の基準は、JIS照度基準総則（JIS Z 9110）に適合するものであること。なお、現在の各部屋の照度から著しく低減又は増大することのないよう留意すること。
- イ トイレ等、既存の照明に人感センサーが設置されている場合は、引き続き人感センサーを設置すること。
- ウ LED光源による不快感（グレア、フリッカー等）を低減する製品を使用すること。
- エ LED照明により、他の機器類に高調波等の影響を与えない製品を使用すること。
- オ 屋外で使用するものは、LEDランプの作動保証温度範囲は-20℃～+40℃を満たすこと。

カ 維持管理において交換が必要となった場合には、器具本体の交換を伴わず、ライトバーのみの交換が可能な製品を使用すること。

キ 国内メーカーの製品を使用すること。

(3) その他

LED照明のLED素子その他に関する特許侵害について、現在係争中の製品でないこと。

7 既存照明調査、電気使用量削減見込調書及び施工計画書

(1) 電気使用量削減見込等調書の作成

LED化する照明の台数や型式等をまとめた各病院の既設器具及び代替LED照明消費電力積算数量表をもとに、電気使用量削減見込等調書を作成し、発注者及び各病院に提出すること。

(2) 施工計画書

ア 既存照明調査をもとに、各病院の施工計画書を作成し、発注者及び各病院に提出すること。

イ 施工計画書は、各病院とも別表1に定める施工期間内にLED工事が完了し、賃貸借が開始できるように作成すること。ただし、病院運営その他都合により、工期の延長もあり得るため、各病院と十分に協議の上、必要に応じて病院ごとに施工計画を見直すこととする。

ウ 施工計画書には工事施工予定業者を明記すること。

エ 業務の一部を第三者に委託させる場合は、あらかじめ書面により発注者の承諾を得ること。また、「9 LED照明の維持管理」についても同様とする。

8 LED工事の施工

(1) 施工期間は、別表1に定める施工期間とする。

(2) 施工計画書をもとに、各病院のLED工事を施工すること。また、施工の際は関係法令を遵守し、病院運営に支障が出ないように十分に留意すること。

(3) LED工事及び検査を含むすべての作業について、各病院と協議のうえ決定すること。

(4) LED工事中に発生した事故については、受注者の責任及び費用負担で対応すること。

(5) 現場建物等に損傷を与えることの無いように十分に注意し、万一損傷した場合は、受注者の責任及び費用負担において補修または復旧を行うこと。

(6) LED工事の施工前と施工後に、照度について速やかに校正証の有る照度計によって測定し、性能及び施工前と施工後の照度の変化を確認すること。

(7) 照明器具撤去に伴い天井改修等が必要な場合は、受注者の負担で行うこと。なお、照明器具の配置変更が必要な場合は、照度等を十分に検討し、発注者と協議の上で可能とする。

- (8) なお、各病院について他の工事を施工中又は施工予定である場合は、必要に応じ、各工事の施工業者と調整しながらLED工事を施工する必要がある。

9 LED照明の維持管理

- (1) LED工事施工完了後から賃貸借契約期間終了までの間、LED照明が正常な状態で使用できるよう維持管理すること。
- (2) 賃貸借期間中の不点灯及び照度低下（基準値以下）、原因不明の不具合等は、受注者の責任及び費用負担において、交換、補修等を行うこと。交換、補修等の措置を講じた場合は、発注者に報告（対応した日付、対応者、原因、措置内容など）をすること。
- (3) 受注者は、LED工事施工完了後から賃貸借期間終了までの間、適切な保険に加入し、器具の契約内容不適合が生じた場合、速やかに修繕・交換等の処置を行うこと。
- (4) 受注者は、LED工事施工完了後から賃貸借期間終了までの間の維持管理について、緊急連絡先、担当者名を記載し、書面で発注者及び各病院へ届け出ること。なお、保守管理体制に変更が生じた場合は、速やかに発注者へ届出ること。
- (5) LED工事による電力料金の削減効果額について発注者へ報告すること。

10 賃貸借契約について

(1) 賃貸借期間

賃貸借期間は、別表1に定める賃貸借期間とする。

(2) 賃借料支払い条件

毎月末締めとし、請求書受理後30日以内に支払うものとする。

(3) 賃借料に含まれる事項

- ア LED照明及び設置に必要な付属品一式
- イ LED工事に係る工事費
- ウ 既存照明器具等の処分費用
- エ 賃貸借金利及び保険費用（動産総合保険、損害保険等）
- オ 維持管理費用（定期点検、部品交換、緊急修理、不点灯時の対応等）

11 賃貸借契約終了後の設備の取扱いについて

賃貸借契約終了後の設備一式の取扱いは、無償で発注者へ引き渡すものとする。

12 その他

- (1) この仕様書の定めのない事項については、発注者・受注者双方協議の上、決定する。

- (2) また、新興感染症の感染拡大や資材調達の困難等の社会情勢の変化により、やむを得ず施工スケジュールに影響が生じた場合は、発注内容について協議するものとする。

(別表 1)

契約期間整理表

病院名	施工期間	賃貸借開始日	賃貸借期間
心臓血管センター	契約締結日から 令和 8 年 12 月 31 日まで	施工完了後、検査確認 日の翌月初日	賃貸借開始日から 起算して 5 年間
がんセンター	契約締結日から 令和 9 年 2 月 28 日まで	施工完了後、検査確認 日の翌月初日	賃貸借開始日から 起算して 5 年間
小児医療センター	契約締結日から 令和 8 年 11 月 30 日まで	施工完了後、検査確認 日の翌月初日	賃貸借開始日から 起算して 5 年間